

仕 様 書

1 件名

自動車ガソリン 2 号ほか 1 点買入（単価契約）

2 目的

官用車の燃料油を買い入れることを目的とする。

3 適用範囲

本仕様書は、第三管区海上保安本部が指定する官用車（業務上使用する借上車を含む）へ供給する燃料油について適用する。

4 品目・規格

（1）自動車ガソリン 2 号（レギュラーガソリン）

日本産業規格（JIS 規格）K2202（自動車ガソリン）の規定を満たすもの。

（2）軽油（課税）

日本産業規格（JIS 規格）K2204（軽油）の規定を満たすもの。

5 予定数量

（1）自動車ガソリン 2 号 104,000 L

（2）軽油（課税） 7,000 L

6 納入期間

令和 8 年 4 月 1 日から令和 9 年 3 月 31 日まで

7 納入場所

請負業者所定の給油所

8 納入場所の条件

（1）別紙記載の管内各事務所近隣に一箇所以上の給油所があること。

（2）各都道府県（離島を除く）で給油が可能であること。

（3）借上車（リース及びレンタカー）への給油も可能であること。

9 一般事項

- (1) 入札参加希望者は入札参加申し込み締め切り期日までに、別紙各事務所近隣の給油所一覧を担当官に示し、了解を得ること。
- (2) 支払は毎月払いとし、1ヶ月毎に履行完了分を取りまとめたうえ、速やかに第三管区海上保安本部経理補給部長あて請求書及び給油実績が分かる明細書)を提出すること。
- (3) 契約履行にあたり疑義が生じた場合、担当官と協議し指示に従うこと。

- (4) 本件は1リットルあたりの単価契約とする。

なお、本仕様第5項目の予定数量は、履行期間内における給油予定を示したものであるため、実績に増減を生じることがあっても異議の申立てをしないものとする。

なお、支払いについては実績数量により算定するものとする。

- (5) 車に損傷及び汚損を与えないよう配慮するとともに、漏油事故防止対策を十分に行うこと。
- (6) 本契約について知りえた当庁の業務上の情報を、第三者に漏洩又は利用してはならない。

10 特記事項

契約単価の変更については、契約書及び同特約条項に定めるとおりとする。

管内事務所一覧

番号	事務所名	郵便番号	住所
1	第三管区海上保安本部	231-8818	神奈川県横浜市中区北仲通5-57
2	東京湾海上交通センター	231-8818	神奈川県横浜市中区北仲通5-57
3	羽田航空基地	144-0041	東京都大田区羽田空港1-12-1
4	羽田特殊救難基地	144-0041	東京都大田区羽田空港1-12-1
5	横浜機動防除基地	231-0001	神奈川県横浜市中区新港1-2-1
6	海上保安庁三管区業務室	135-0064	東京都江東区青海2-5-18 (青海合同庁舎)
7	茨城海上保安部	311-1214	茨城県ひたちなか市和田町3-4-16
8	茨城海上保安部日立分室	319-1223	茨城県日立市みなと町14-1
9	鹿島海上保安署	314-0103	茨城県神栖市東深芝9
10	千葉海上保安部	260-0024	千葉県千葉市中央区中央港1-12-2
11	千葉海上保安部船橋分室	273-0016	千葉県船橋市潮見町32-5
12	千葉海上保安部館山分室	294-0034	千葉県館山市沼字西原987-1
13	木更津海上保安署	292-0836	千葉県木更津市新港8-2
14	銚子海上保安部	288-0001	千葉県銚子市川口町2-6431
15	勝浦海上保安署	299-5233	千葉県勝浦市浜勝浦499
16	東京海上保安部	135-0064	東京都江東区青海2-7-11
17	横浜海上保安部	231-0001	神奈川県横浜市中区新港1-2-1
18	川崎海上保安署	210-0865	神奈川県川崎市川崎区千鳥町12-3
19	横須賀海上保安部	237-0071	神奈川県横須賀市田浦港町無番地
20	湘南海上保安署	251-0036	神奈川県藤沢市江の島1-12-3
21	清水海上保安部	424-0922	静岡県静岡市清水区日出町9-1
22	清水海上保安部田子の浦分室	417-0015	静岡県富士市鈴川町1-2
23	御前崎海上保安署	437-1623	静岡県御前崎市港6170-2
24	下田海上保安部	415-0023	静岡県下田市3-18-23
25	下田海上保安部 伊東マリンパトロールステーション	414-0002	静岡県伊東市湯川571-19

